

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-01		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	建築紛争相談		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木	
			担当者名	古川、鈴木		内線	2837	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-01	建築紛争相談事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和	<input type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	53 年度	根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等		
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	02 快適な居住環境の形成						
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。							
対象者等	<input type="radio"/> 高さ10mを超える建築物（中高層建築物）の建築主及び関係者（延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い） <input type="radio"/> 中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 <input type="radio"/> 中高層建築物による電波障害の影響を受ける者							
内容	<p>電話及び窓口にて随時相談を受け、建築紛争相談員が助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する（原則月曜日、事前予約制）。</p> <p>なお、当事者間の話し合いでは解決する見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合には、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図る。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、調停に移行するよう勧告することができる。</p> <p>1 建築紛争調停委員（任期2年） 会長 1人 委員 4人 2 建築紛争調整員（任期2年） 5人 3 調停委員会、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会</p>							
経過	<p>都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照障害や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。</p> <p>S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正（建築主の説明会への出席を義務化） H29.4～ 専門相談体制の見直し ※27.4.1近隣まちづくり推進事業から統合（専門相談・まちづくりコンサルタント派遣）</p>							
必要性	建築等について不安を抱く区民に対して専門的な見地からアドバイスできる体制を整理しておくことは、大変重要である。また、調停委員会は裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易に迅速な処理を行うことができる。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	中高層建築物相談件数	672	515	532	573	573	目標値は29～元年度の平均
	②	あっせん物件解決率（%）	0	0	100	100	100	あっせん物件件数が0件の場合、解決率は0%とした
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続		相談件数が減少傾向にあることから専門相談の一部相談体制を見直したが、生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場として重要であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		2,405	2,766	2,868	2,741	2,731	2,732	2,611
決算額 (2年度は見込み)		1,913	2,076	1,873	2,059	1,919	2,078	2,611
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
中高層相談件数		554	601	706	672	515	532	573
あっせん件数		0	1	0	0	0	1	0
専門相談件数		9	2	3	14	15	27	18
サポーター派遣件数		26	23	28	27	40	51	39

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	2,312	報酬	委員報酬	1,822	報酬	委員報酬	2,213
報償費	専門相談	217	報償費	専門相談	126	報償費	専門相談	217
旅費	費用弁償	61	旅費	費用弁償	31	旅費	費用弁償	61
需用費	事務用品	32	需用費	事務用品	28	需用費	事務用品	35
負担金補助等	特別区・第二ブロック	119	負担金補助等	特別区・第二ブロック	70	負担金補助等	特別区・第二ブロック	96

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		15,478	9,154	▲ 6,324		地方税		0	0	0
物件費		48	59	11	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		208	197	▲ 11	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		762	723	▲ 39	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 16,496	▲ 10,133	6,363		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		16,496	10,133	▲ 6,363	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 16,496	▲ 10,133	6,363		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 16,496	▲ 10,133	6,363		

備考 平成30年度から令和元年度にかけての行政費用の減少は、平成30年度は、特別区、第二ブロックともに幹事区であったため、業務量が多かったからである。

問題点・課題 『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』や『荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例』の整備により、近隣住民への周知は一定の調整ができたが、住民の住環境意識の高まりから、相談内容は今まで以上に複雑化し、より専門的になっている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関連部署と密接な連携を図り、相談内容の複雑な案件や行政として関与が難しい案件でも可能な限り丁寧に対応する。	建築計画が法令に合致した内容であっても、プライバシーや地域環境への影響についての不安の高まりや施工業者への不満	引き続き関連部署と密接な連携を図り、相談内容の複雑な案件や行政が関与し難しい案件でも可能な限り丁寧に対応する。
②		をきっかけにトラブルに発展するケースが複数発生したが、その都度丁寧な対応を行い、解決へ導いた。	
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会議事録(要旨) ○平成20年1定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	建築審査会	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	古川・鈴木		内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-05-01	建築審査会事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 58 年度	根拠	建築基準法第78条					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度	法令等	荒川区建築審査会条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	02 快適な居住環境の形成						
目的	建築基準法に基づき設置している建築審査会の開催を通して、建築物に対する不服申し立てや可否・同意など、建築行政の公正な運営を図る。							
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者							
内容	<p>1 建築審査会の職務①建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 ②特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 ③特定行政庁の諮問に応じての重要事項の審議 ④建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年）会長 1人・委員 4人・専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会の開催 年10回（R2年度予算）</p> <p>4 その他会議 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p>							
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部改正により、特別区に建築審査会を設置、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。建築審査会の運営は事務の効率化を図るため、第二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。</p> <p>S58. 3. 23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S63. 12. 23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H11. 4. 20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3. 28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4. 24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p> <p>H27. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（マン建法関係）</p> <p>H28. 4. 1 荒川区建築審査会条例一部改正（委員の任期）</p>							
必要性	建築審査会は、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため必要性は極めて高い。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	同意案件件数	12	4	4	3	4	目標値は、予測値として算定
	②	審査請求件数	0	0	1	2	1	目標値は、予測値として算定
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続		法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要である。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		1,817	2,197	1,622	1,880	1,933	1,654	1,663
決算額 (2年度は見込み)		640	2,139	700	847	496	658	1,663
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
建築審査会開催数		2	14	4	3	1	4	3
同意案件件数		2	6	5	12	4	3	3
審査請求件数		1	3	0	0	0	1	0
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	委員報酬	1,357	報酬	委員報酬	504	報酬	委員報酬	1,058
報償費	決裁書作成	119	報償費	決裁書作成	0	報償費	決裁書作成	119
旅費	研修費	117	旅費	研修費	3	旅費	研修費	6
需用費	事務用品・図書購入	50	需用費	事務用品・図書購入	43	需用費	事務用品・図書購入	55
役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	0	役務費	速記録手数料	116
使用料等	建築審査会会場	0	使用料等	建築審査会会場	0	使用料等	建築審査会会場	3
負担金補助等	全国・特別区・第二ブロック	118		全国・特別区・第二ブロック	108		全国・特別区・第二ブロック	108

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		7,056	4,342	▲ 2,714		地方税		0	0	0
物件費		137	46	▲ 91	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		128	108	▲ 20	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		376	379	3	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 7,697	▲ 4,875	2,822		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		7,697	4,875	▲ 2,822	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 7,697	▲ 4,875	2,822		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 7,697	▲ 4,875	2,822		

備考 平成30年度は、特別区建築審査会委員等連絡協議会の幹事区となり、特別区建築審査会との連絡や、第二ブロック建築審査会の準備・調整を行った。令和元年度は、その事務がなくなったため、行政費用が減少した。

問題点・課題 住環境は多様化・複雑化しており、安全・安心な生活環境を求める住民意識の高まりから、建築行政に対する要望や期待は高まっている。また、民事と建築基準法との関係など解決が難しい問題も増えてきていることから、事務局として、いつ審査請求が提起されてもいように準備しておく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	建築指導課建築審査係と密に連携を図り建築審査会の円滑な運営に努める。	バス停上屋の設置に係る同意案件の審査を行ったほか審査請求に発展しそうな事案について、内容の整理まで準備を進めた。	引き続き、建築指導課建築審査係と密に連携を図り建築審査会の円滑な運営に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		9,990	8,620	7,541	5,752	5,074	5,613	4,980
決算額 (2年度は見込み)		4,982	4,207	3,485	2,868	2,207	1,579	4,980
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
利子補給率 (%)		1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
利子補給期間 (年)		15	15	15	15	15	15	15
融資実行額 (千円)		0	0	0	0	0	0	-
利子補給件数		44	42	36	37	29	0	-
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	2,285	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	1,579	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	4,980

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,706	853	▲ 853	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	2,207	1,579	▲ 628	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	94	84	▲ 10	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,007	▲ 2,516	1,491
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	4,007	2,516	▲ 1,491	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,007	▲ 2,516	1,491
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,007	▲ 2,516	1,491	

備考

平成30年度から令和元年度にかけての行政費用の減少は、利子補給が終了やそれによる業務量の減少による。

問題点・課題

街づくり事業を円滑に推進していくために導入している事業であり、用地折衝にあたっている職員も含め担当職員が事業の内容を理解し、関係権利者に対し丁寧な説明を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象事業の進捗を図るため、当事業を効果的に活用していく。	都市計画事業等の事業推進のために当事業の活用を図った。	今後も、対象事業の進捗を図るため当事業を効果的に活用していく。
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住宅建替え資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	宮城		内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-01	住宅建替え資金融資あっ旋事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	4	年度	根拠	荒川区住宅建替え資金融資あっ旋事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	区内で老朽住宅（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〈昭和40年大蔵省令第15号〉に定める耐用年数の2/3を経過した住宅）を除却し、建替え等を行う方に、住宅の取得に必要な資金の一部を、区が金融機関に融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、住宅の防災性の向上を促進し、もって、良好な住環境の形成に資することを目的とする。							
対象者等	① 除却しようとする老朽住宅の所有者又はその親族であること ② 申込者が住民税等を滞納していないこと ③ 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 ④その他							
内容	1 融資限度額 2,000万円 2 利子補給率 1.5% 3 利子補給期間 融資契約期間の前半分（最長10年） 4 本人負担利率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 5 対象住宅 ① 老朽住宅から耐震性を満たす耐火建築物等の住宅への建替え等であること ② 取得しようとする住宅の所有者又はその親族が居住すること ③ 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） ④ 老朽住宅又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める簡易建物でないこと ⑤ 取得する住宅が、取扱金融機関の定める条件に該当するものであること ⑥ 取得する住宅が、法その他関係法令の規定に適合するものであること ⑦ その他							
経過	平成8年度：補給利率引き下げ（2.0%→1.2%） 平成10年度：補給利率引き下げ（1.2%→0.9%） 平成12年度：補給期間引き下げ（13年→10年） 平成23年度（12月6日以降）：旧耐震基準の住宅等への補給率を引き上げ（0.9%→1.2%） 平成25年度：老朽住宅の除却を伴うことが必須条件となる。 名称変更（住宅建設・購入資金→住宅建替え資金） 補給利率引き上げ（0.9%又は1.2%→1.5%） H25年12月1日 融資実行日の制限を廃止 平成30年度：元金均等方式による返済に対応、実質ゼロ金利							
必要性	区内で老朽住宅を除却し、建て替え等を希望する者に融資あっ旋と利子補給をすることで、住宅の防災性の向上を促進し、良好な住環境の形成を進めていく必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	あっ旋件数	7	6	22	10	10	目標値は予測値
	②	融資実行件数	7	7	10	10	10	目標値は予測値
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
継続		継続 手厚い助成制度のない不燃化特区外の地区については、当制度を広く周知し、老朽住宅の建て替えを促していく必要がある。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		48,344	40,993	36,205	31,955	28,909	26,055	24,733
決算額（2年度は見込み）		28,144	26,274	24,142	20,491	18,492	16,408	24,733
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名（2年度は見込み）								
利子補給率（一般/旧耐震）（%）		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
最長利子補給期間（年）		10	10	10	10	10	10	10
実行件数/あっ旋件数		3/4	7/7	5/4	7/7	7/6	20/15	15
融資実行額（千円）		60,000	124,000	98,000	125,000	140,000	300,000	300,000
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	10	需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	11
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	18,608	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	16,401	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	24,722

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		1,706	853	▲ 853		地方税			0	0
物件費		10	7	▲ 3	国庫支出金			0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金			0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金			0	0	0	
補助費等		18,482	16,401	▲ 2,081	使用料及び手数料			0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他			0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)			0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		94	84	▲ 10	行政収支差額(a)-(b)=(c)			▲ 20,292	▲ 17,345	2,947	
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)			0	0	0	
行政費用合計(b)		20,292	17,345	▲ 2,947	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 20,292	▲ 17,345	2,947	
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 20,292	▲ 17,345	2,947	

備考

問題点・課題

老朽住宅から耐震性を満たす耐火住宅へ建替えるために有効な事業であるが、平成25年度に老朽住宅の除却を条件としたことから、申請件数は少なくなっている。事業内容を広く周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	老朽住宅の建替えを伴う事業であり、不燃化特区事業、耐震診断事業への相談者にも、確実に本事業を紹介する。	平成30年度に行った、制度の見直しの効果が利用実績の増加につながり、件数が伸びた。	引き続き、老朽住宅の建替えを伴う事業であり、不燃化特区事業、耐震診断事業への相談者にも、確実に本事業を紹介する。
②			
③			
他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input checked="" type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事					
事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	宮城		内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-02-02	住宅増・修築資金融資あっ旋事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	53	年度	根拠	荒川区住宅増・修築資金融資あっ旋事業要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	02	快適な居住環境の形成					
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。							
対象者等	申込人及び同居人の所得が年間1,200万円以下で、区内にある住宅に、現に引き続き1年以上居住し、住宅の増築、改修等に係わる改修工事に要する資金を必要とする方等							
内容	1 融資あっ旋額 20万円～500万円 2 金融機関との契約利率 年0.95%（固定金利型） 3 利子補給率 ①外壁・屋根の修繕工事又は高齢者及び心身障害者同居世帯：0.57% ②一般世帯：0.5% ※年0.95%から利子補給率を引いた利率を本人が負担する。 4 返済期間 7年以内（据置期間3ヶ月を含む）							
経過	平成7年度 一般：1.80% 高齢者・身障者：2.25% 平成8年度 一般：1.40% 高齢者・身障者：1.75% 平成9年度 一般：1.20% 高齢者・身障者：1.50% 平成10年度 一般：0.90% 高齢者・身障者：1.20% 平成17年度 アスベスト除去を追加 平成23年度（12月6日以降）外壁・屋根の修繕工事を0.90%から1.20%に拡充 平成30年度：元金均等方式による返済に対応 （7月4日以降）一般：0.50% 高齢者・身障者：0.57%							
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に、住宅の外壁・屋根の修繕工事を促すことは、災害時における防災性の向上に資するため必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	融資実行件数	1	0	1	3	3	目標値は予測値
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
継続	継続	住宅の耐震改修にあわせた融資あっ旋によって、地域の防災性の向上を図る必要がある。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		677	621	597	382	371	357	334
決算額 (2年度は見込み)		75	48	29	21	22	13	334
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	利子補給率(一般世帯/その他) (%)	0.9/ 1.2	0.9/ 1.2	0.9/ 1.2	0.9/ 1.2	0.5/0.57	0.5/0.57	0.5/0.57
	利子補給期間 (年)	7	7	7	7	7	7	7
	実行件数/あっ旋件数	0	0	0	1/1	1/1	1/3	3
	融資実行額 (千円)	0	0	0	1,500	5,000	5,000	15,000
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	融資あっ旋利子補給	22	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	13	負担金補助等	融資あっ旋利子補給	334

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	1,706	853	▲ 853	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	22	13	▲ 9	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	94	84	▲ 10	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,822	▲ 950	872
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,822	950	▲ 872	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,822	▲ 950	872
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,822	▲ 950	872

備考

問題点・課題

不燃化特区外の地区において住宅の耐震化を進めるために、耐震化に係る助成制度と当融資あっせん制度を併せて周知して活用してもらう必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	各金融機関への説明会でパンフレットを配布し金融機関内で周知してもらう。また、HPや区報で区民への周知を行う。	各金融機関が行う周知の他に、区民からの問い合わせに積極的に事業紹介をした。	引き続き、各金融機関への説明会でパンフレットを配布し金融機関内で周知してもらう。HPや区報で制度を周知する。
②			
③			
他区の実況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)	平成25年4定 住宅リフォーム助成制度について		

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	都市防災不燃化促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見			
		担当者名	白井	内線	2828			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-03-01	都市防災不燃化促進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	58 年度	根拠	社会資本整備総合交付金交付要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和6 年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大規模地震等により発生する市街地火災から避難する住民を守り、防災上重要な避難路・避難地の安全性を確保するため、その周辺地域を不燃化促進区域に指定し、耐火建築物の建築費用の一部を助成することにより不燃化促進を図る。それにより、市街地火災の延焼拡大を防ぎ、住民の生命・財産を守る。							
対象者等	事業期間内に「不燃化促進区域（避難路沿道から幅員30m、避難地周辺から周囲120mの区域）」に指定された地区内で、2階建て以上かつ高さ7m以上の耐火建築物を建てる者。※宅地建物取引業者等は除く。							
内容	<p>* 不燃化助成制度の内容</p> <p>(1) 基本助成 1～3階までの延べ床面積に応じて助成。最低保障額200万円。＜国・都・区＞ 4階以上の住戸面積に応じて助成。＜国・都・区＞</p> <p>(2) 加算助成 ①共同化・協調化＜区単＞(100万円) ②除却助成費＜国・都・区＞ ③三世帯住宅＜国・区＞(120万円) ④仮住居・動産移転費＜国・都・区＞(48万円) ⑤賃貸用共同住宅＜区単＞(100万円)</p>							
経過	<p>昭和58年 7月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定 助成額最低保障・共同化加算制度実施</p> <p>昭和60年 4月 三世帯住宅加算制度実施</p> <p>平成元年 5月 協調建替え加算制度、仮住居費助成制度実施</p> <p>平成 4年 4月 賃貸用共同住宅加算制度、住宅型不燃建築物助成制度実施</p> <p>平成21年 3月 荒川区防災密集地域総合整備事業制度要綱 及び荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱制定</p> <p>平成26年 4月 荒川区都市防災不燃化促進事業助成金交付要綱改正（除却助成費の新設）</p> <p>＜事業実施地区＞ 補助90号線第二:H11.4～R3.3 補助90号線第三:H27.10～R7.3</p>							
必要性	建築主に建築費用の一部助成を行う本事業は、耐火建築物への建替えを誘導する効果が大きく、不燃化促進の指標である不燃化率の向上に寄与し、早期に延焼遮断帯を形成するためにも実施し続ける必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	地区不燃化率(%) (補助90号線第二地区)	39.9	40.9	40.9	41.3	70	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 R2年度45%
	②	地区不燃化率(%) (補助90号線第三地区)	61.7	62.8	63.9	64.7	70	耐火・準耐火建築面積/総建築面積 R6年度70%
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進		推進						
市街地火災の延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の形成を図るため、本事業を推進する。								

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		15,417	31,782	16,315	22,698	27,369	22,777	20,770
決算額 (2年度は見込み)		7,859	15,274	13,559	18,888	18,033	5,988	20,770
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
補助90号線第二地区 (件数)		1	2	2	2	1	0	1
補助90号線第三地区 (件数)		-	0	0	2	2	2	3
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
旅費	研修会旅費	43	旅費	研修会旅費	0	旅費	研修会旅費	67
需用費	消耗品購入等	40	需用費	消耗品購入等	58	需用費	消耗品購入等	110
負担金補助等	建設事業補助金	17,950	負担金補助等	建設事業補助金	5,930	負担金補助等	建設事業補助金	20,593

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,133	2,559	426	地方税	0	0	0
	物件費	83	58	▲ 25	国庫支出金	8,952	2,733	▲ 6,219
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,150	1,366	▲ 2,784
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	40	40	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	13,102	4,099	▲ 9,003
	賞与・退職給与引当金繰入額	118	252	134	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,182	▲ 4,700	2,482
	その他行政費用	17,910	5,890	▲ 12,020	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,284	8,799	▲ 11,485	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,182	▲ 4,700	2,482
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,182	▲ 4,700	2,482	

備考

建設事業補助金の支出が減ったため、その他行政費用が減少した。

問題点・課題

街路事業（東京都施行）に直接関係のない権利者に対する働きかけが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業紹介ニュースの全戸配布とともに、戸別訪問等により積極的に事業PRを行い、建替えへと誘導する。	事業紹介ニュースの全戸配布による事業周知を行った。	街路事業（東京都施行）における生活再建業務の受託者と役割分担して、積極的な事業PRを行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 10 区)	未実施 12 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-07		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	分譲マンション対策		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木
			担当者名	鈴木		内線	2838
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-05-01	分譲マンション対策費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	13 年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	
終期設定	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	等		
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市				
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	02	快適な居住環境の形成				
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発と住民への情報の提供を推進。また分譲マンションにおける良好な居住環境を確保していただくこととともに、社会的機能の向上を目的としている。						
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者						
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とするセミナーを開催するとともに、管理組合にコンサルタントを派遣する。</p> <p>2 届出制度 分譲マンションが抱える問題を解決するために、管理不全に陥らないよう、規約の作成など管理組合等の住民組織の確立を促し、マンションの適正な管理をサポートする。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>						
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p> <p>H21年度 荒川区マンション実態調査実施</p> <p>※27. 4. 1 近隣まちづくり推進事業から統合</p> <p>R2年4月～東京都マンション条例施行、届出申請開始</p>						
必要性	分譲マンションは個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、マンションが管理不全に陥らないよう都民生活の安定のため管理することが必要。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>①区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 ②区報・ホームページ掲載 ③セミナー実施（当日、実態調査アンケート実施。相談窓口の紹介・関連施策についての資料配布。）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① マンションセミナー（参加者数）	44	53	55	55	85	2年度見込みは29年度から元年度の平均値
	② マンション相談（相談件数）	9	3	3	5	16	2年度見込みは29年度から元年度の平均値
③ マンション届出制度				123	123	今年度の全届出対象マンション	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
継続	推進	管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要である。					

予算・決算額等の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額	137	450	450	450	450	452	968
決算額 (2年度は見込み)	130	305	264	323	339	302	968
実績の推移	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)							
マンションセミナー (参加者数)	57	72	60	44	53	74	65
マンション相談 (相談件数)	20	19	9	9	3	3	8
コンサルタント派遣件数	0	6	3	6	7	5	8
マンション届出制度							123

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	300	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	256	報償費	講師謝礼、コンサルタント派遣	358
需用費	セミナー贈い、事務用品、図書	39	需用費	セミナー贈い、事務用品、図書	47	需用費	セミナー贈い、事務用品、図書	98
						役務費	郵送料	126
						委託料	マンション管理組合に係る調査委託	383

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	1,902	1,901	▲ 1	地方税	0	0	0
	物件費	39	47	8	国庫支出金	25	103	78
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	300	255	▲ 45	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	25	103	78
	賞与・退職給与引当金繰入額	105	188	83	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,321	▲ 2,288	33
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	2,346	2,391	45	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,321	▲ 2,288	33
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 2,321	▲ 2,288	33

備考

問題点・課題

・マンションの居住環境の維持・向上（管理規約・長期修繕計画等）のため、管理組合及び住民の専門的知識を高めしていく必要がある。
 ・マンションが管理不全に陥れば周辺環境にも深刻な影響を及ぼす恐れがある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続きセミナーを通して専門的知識を高め、長期修繕計画等に関する理解を深める。	セミナーやホームページを通じて、長期修繕計画の重要性を伝えた。	セミナー内容について充実を図り、国や都、他区の状況も踏まえ、マンションにおける災害対策について検討する。
②	引き続きマンション管理組合交流会の充実をはかり、知識・経験を増やしてもらう。	交流会において活発な意見交換がなされたが、参加者は限定的であり、コミュニティ形成のためにも参加数の拡大を図る必要がある。	令和2年4月施行の都条例に基づき昭和58年以前の分譲マンションの状況を把握し分析、対応策を検討する。
③	引き続きホームページ等を利用して制度のPRを行う。	ホームページに交流会における意見交換の内容の詳細を掲載して、管理・修繕及びコミュニティの重要性について広くPRした。	令和2年4月施行の都条例に基づき昭和58年以前の分譲マンションの管理状況を届出を求め、対応策を分析・検討する。

他区の実況	（実施）		未実施		不明	
	22	区	0	区	0	区

議会要旨	要旨	状況
平成26年1定	マンション管理問題について	
平成27年度2月会議	マンション等の老朽化への対応	
平成28年度2月会議	管理不全マンションの対策について	
令和元年度9月会議	マンション問題について	
令和元年度11月会議	マンションの水害対策支援について	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	大木		
		担当者名	福木・鈴木・古川・熊谷	内線	2826		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-01	木造建物耐震化推進事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	17年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和7年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	03	災害に強い街づくりの推進				
目的	密集した市街地にある木造建物のうち、大規模地震による倒壊等のおそれがある建物について、建物耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性等の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。						
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された木造建物の所有者						
内容	1 補助対象建物 戸建住宅（自己用、貸家）・診療所・町会事務所・賃貸アパート 2 補助内容 補助金は、戸建住宅（自己用）の場合、次のとおり ・耐震診断費の10/10（限度額30万円） ・耐震補強設計費の2/3（限度額15万円） ・耐震補強工事費の2/3（限度額100万円） ・耐震建替え工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震除却工事費の2/3（限度額150万円） ・耐震シェルター設置工事の2/3（限度額30万円）：高齢者又は障がい者世帯のみ ・防火耐震補強工事費の9/10（限度額500万円）：不燃化特区区域のみ						
経過	平成17年5月	木造住宅耐震補強推進事業制度要綱・実施要領制定					
	平成20年3月	木造住宅等耐震化推進事業制度要綱（以下「要綱」）・実施要領（以下「要領」）改正（補強設計、建替え工事、耐震シェルター工事補助の導入）					
	平成20年12月	要綱・要領全部改正（対象建物用途の拡充）					
	平成21年6月	要綱一部改正（高齢者世帯優遇の導入）					
	平成22年6月	要綱・要領一部改正（建替え工事の対象の拡充）					
	平成25年3月	要綱・要領一部改正（簡易耐震診断を廃止し、一般耐震診断補助制度を新設）					
	平成27年3月	要綱一部改正（防火耐震補強工事補助の新設他）					
	平成28年3月	要綱一部改正（高齢者世帯の対象の拡充）					
	平成29年3月	要綱一部改正（防災ベッド設置支援の拡充）					
	令和元年6月	要綱一部改正（除却工事支援事業の新設他）					
必要性	狭あい道路が多い木造住宅密集地域において、大地震発生時に耐震性の劣る建物が倒壊すれば、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援を行い安全性を確保する必要がある。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現する重要な支援策である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	① 耐震診断支援事業（件）	26	22	31	28	28	実績の件数
	② 耐震補強工事支援事業（件）	1	1	1	2	2	実績の件数
③ 耐震建替え工事支援事業（件）	13	26	14	22	22	実績の件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
2年度	3年度						
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、木造建物の耐震化を重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		134,700	226,719	82,550	65,250	60,978	61,650	62,950
決算額(2年度は見込み)		73,148	53,614	60,525	32,066	59,097	56,819	62,950
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
耐震診断支援事業(件)		38	35	34	26	22	31	28
耐震補強設計支援事業(件)		1	6	2	1	2	0	2
耐震補強工事支援事業(件)		1	5	3	1	1	1	2
耐震建替え工事支援事業(件)		29	19	23	13	26	14	22

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	耐震診断	6,997	負担金補助等	耐震診断	10,400	負担金補助等	耐震診断	9,000
負担金補助等	耐震補強設計	300	負担金補助等	耐震補強設計	750	負担金補助等	耐震補強設計	450
負担金補助等	耐震補強工事	1,000	負担金補助等	耐震補強工事	5,000	負担金補助等	耐震補強工事	3,000
負担金補助等	耐震建替え工事	50,500	負担金補助等	耐震建替え工事	34,000	負担金補助等	耐震建替え工事	39,000
負担金補助等	耐震シェルター設置工事	300	負担金補助等	除却工事	10,000	負担金補助等	除却工事	10,000
負担金補助等	防災ベッド設置	0	負担金補助等	耐震シェルター設置工事	0	負担金補助等	耐震シェルター設置工事	0
			負担金補助等	防災ベッド設置	1,500	負担金補助等	防災ベッド設置	1,500

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
	給与関係費	6,013	5,970	▲43	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	27,376	20,658	▲6,718
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,620	6,816	196
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	33,996	27,474	▲6,522
	賞与・退職給与引当金繰入額	332	589	257	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲31,446	▲35,904	▲4,458
	その他行政費用	59,097	56,819	▲2,278	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	65,442	63,378	▲2,064	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲31,446	▲35,904	▲4,458
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲31,446	▲35,904	▲4,458

備考

問題点・課題
 ○工事に係る問題(費用負担・引越し)
 ○既存不適格建物の補強工事の問題(建物の道路突出が解消できない・防火地域内の防火性能向上に費用がかかる)
 ○高齢者は住宅の耐震化に向けて動くことが難しい(費用・手続き調整・打合せ等)

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	除却工事支援事業を新設し、建物耐震化を推進していく。	除却工事支援事業を新設し、11件の実績があった。	除却工事支援事業を引き続き活用し、建物耐震化を推進していく。
②	耐震化や建替えなど大掛かりな対応が難しい高齢者などに対しては、各戸訪問等を通じて、防災ベッドの設置を呼び掛けていく。	防災ベッド設置助成制度を改正し、手続きの簡略化を行い、1件の実績があった。	各戸訪問等やイベントを通じて、防災ベッドの設置を呼び掛けていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨
 ・平成28年度11月会議 「予防を重視した震災対策に思いきって取り組むこと」
 ・平成29年度11月会議 「荒川区独自のルールによる老朽長屋の建替えや除去への対応について」
 ・平成30年度11月会議 「簡易耐震補強工事と住宅リフォームなどセットした助成制度を創設すること」
 ・令和元年度6月会議 「住宅簡易耐震工事への助成について」
 ・令和元年度2月会議 「住宅耐震化・建て替え支援策の拡充について」

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	非木造建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	大木			
		担当者名	福木・古川・鈴木・熊谷	内線	2826			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-02	非木造建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	19年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区非木造建物耐震化推進事業制度要綱・実施要領				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和7年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	大規模地震による倒壊等のおそれがある非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性の向上を推進し、もって大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	1 耐震診断等支援事業：昭和56年以前に建築された非木造建物の所有者 2 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業：昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者							
内容	1 耐震診断等支援事業補助対象建物 ・マンション（分譲、賃貸） ・戸建住宅（自己用、貸家） ・診療所 ・町会事務所 ・一般緊急輸送道路沿道建物（建物高さが道路幅員の1/2を超えるもの） 2 耐震診断等支援事業補助内容 補助金は、分譲マンションの場合、次のとおり ・耐震診断費の2/3（限度額400万円） ・耐震補強設計費の2/3（補助限度額100万円） ・耐震補強工事費の2/3（補助限度額1,000万円） 3 分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業 区が、耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成等の支援を実施（無料（3回/棟まで））							
経過	平成19年5月 分譲マンション耐震診断事業実施要綱制定 平成20年12月 非木造建物耐震化推進事業制度要綱全部改正、非木造建物耐震化推進事業実施要領制定 平成22年6月 要綱・要領一部改正（分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度の新設） 平成22年8月 要綱一部改正（緊急輸送道路沿道建物の対象建物要件の緩和） 平成23年10月 要綱・要領一部改正（特定緊急輸送道路沿道建物耐震診断補助制度の新設） 平成25年3月 要綱・要領一部改正（居住要件の明確化） 平成27年3月 要綱・要領一部改正（対象建物要件の明確化） 平成29年3月 要綱一部改正（対象建物要件の追加） 平成31年1月 要綱一部改正（分譲・賃貸マンションの耐震診断等支援事業の拡充） 令和元年6月 要綱一部改正（全体設計の導入） 令和元年10月 要綱一部改正（消費税増税に伴う診断事業費限度額の延床単価の改正）							
必要性	当区では現行の耐震基準を満たさない非木造建物が6,715戸あり、地震時に倒壊し、道路閉塞により避難、救急活動等に支障をきたすおそれがある。これらに対し耐震化支援を行い、安全性を確保する。また、耐震改修促進計画の目標の耐震化率95%を実現するための重要な支援策である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断・耐震補強工事等着手→耐震診断・耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	耐震診断支援事業(件)	0	2	2	3	3	実績の件数
	②	耐震補強設計支援事業(件)	1	0	1	1	1	実績の件数
③	耐震補強工事支援事業(件)	0	0	0	1	1	実績の件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	重点的に推進	荒川区耐震改修促進計画に基づき、非木造建物の耐震化を重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		55,276	49,276	55,244	33,244	19,803	9,144	20,744
決算額 (2年度は見込み)		11,363	7,275	19,300	2,500	17,616	2,265	20,744
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
耐震診断支援事業 (件)		8	2	6	0	2	2	4
耐震補強設計支援事業 (件)		2	0	0	1	0	1	1
耐震補強工事支援事業 (件)		0	1	0	0	0	0	1
耐震建替え工事支援事業 (件)		2	1	1	1	1	0	2

予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	0	報償費	分譲マンション耐震アドバイザー派遣	94
負担金補助等	耐震診断	2,616	負担金補助等	耐震診断	1,265	負担金補助等	耐震診断	7,150
負担金補助等	耐震補強設計	0	負担金補助等	耐震補強設計	1,000	負担金補助等	耐震補強設計	500
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	10,000
負担金補助等	耐震建替え工事	15,000	負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	3,000

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額			30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,804	2,559	755	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	7,544	1,132	▲ 6,412	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,393	277	▲ 4,116	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	11,937	1,409	▲ 10,528	
	賞与・退職給与引当金繰入額	99	252	153	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,582	▲ 3,667	3,915	
	その他行政費用	17,616	2,265	▲ 15,351	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	19,519	5,076	▲ 14,443	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,582	▲ 3,667	3,915	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,582	▲ 3,667	3,915		

備考

- ・ 工事の費用負担の問題
- ・ 設計図書が不備の場合、耐震診断の費用が増大する。
- ・ 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない。
- ・ 鉄骨造建物のアスベスト除去のための費用が発生する。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	管理組合へ個別訪問等の働きかけを強化して、アドバイザー派遣をきっかけに、耐震化を図っていく。	事業対象マンションの管理組合へ指導書およびパンフレットを送付した。さらに、マンションセミナーでも耐震化の重要性を訴えた。	事業対象マンションに対し、郵送物に加え、個別訪問により、働きかけを強化していく。
②			令和2年4月施行の都条例により把握する昭和58年以前のマンションに対して、耐震化の働きかけを行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年4定 建物の耐震改修促進策について ・ 平成24年2定 耐震化推進事業の違反建築物対象外について ・ 平成24年3定 建物耐震化推進のための方策について
-----------	---

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	福木・古川・鈴木・熊谷		内線	2826		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-03	特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	24年度	根拠	耐震改修促進法、荒川区特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和7年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	地震発生時において特定緊急輸送道路沿道の建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進し、もって災害に強いまちづくりを実現するとともに、地震による沿道建物の倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的とする。							
対象者等	昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建物の所有者							
内容	<p>1 補助対象建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定緊急輸送道路（日光街道、尾久橋通り、明治通りの一部）に敷地が接する建物 ・ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建物 <p>2 補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事、耐震建替え工事及び除却工事費用の一部を補助 							
経過	<p>平成24年 3月 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業制度要綱制定 以下「制度要綱」という。</p> <p>平成25年 3月 制度要綱一部改正（除却工事補助制度の新設）</p> <p>平成26年 1月 制度要綱一部改正（耐震診断期間延長、耐震補強工事補助金の加算制度の新設）</p> <p>平成26年 3月 制度要綱一部改正（補助対象費用の限度額の引上げ、委任払い）</p> <p>平成27年 3月 制度要綱一部改正（事業期間の延伸）</p> <p>平成28年 3月 制度要綱一部改正（事業期間の延伸、補助対象費用の限度額の引上げ）</p> <p>平成29年 3月 制度要綱一部改正（補助金額の引上げ）</p> <p>令和元年 6月 制度要綱一部改正（事業期間延伸、耐震診断支援事業廃止）</p> <p>令和元年10月 制度要綱一部改正（消費税増税に伴う改修事業費限度額の延床単価の改正）</p>							
必要性	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例により、特定緊急輸送道路沿道建物の耐震診断が義務化された。区内には現行の耐震基準を満たさない沿道建物があり、地震時に倒壊、道路閉塞により避難、救命活動等に支障をきたすおそれがあるため、耐震化支援が必要である。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>補助金内定申請→審査→補助金交付内定→耐震診断、耐震補強工事等着手→耐震診断、耐震補強工事等完了→補助金交付申請→審査→補助金交付決定→補助金交付</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	① 耐震補強設計支援事業（件）	7	9	10	12	14		対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
	② 耐震補強工事支援事業（件）	6	6	8	9	10		対象建物棟数54棟のうちの累計実績の棟数
③ 耐震化完了建物（件）	21	21	24	26	29	対象建物棟数54棟のうちの累計の棟数（自主撤去等も含む）		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
重点的に推進	重点的に推進	震災の直後から発生する緊急輸送の支障とならないよう、耐震率の向上を図るために、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		399,400	173,300	105,800	101,608	16,296	218,666	97,602
決算額(2年度は見込み)		91,116	33,062	10,971	17,218	9,388	121,821	97,602
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
耐震診断支援事業(件)		7	5	3	0	廃止	廃止	-
耐震補強設計支援事業(件)		3	1	0	0	2	2	2
耐震補強工事支援事業(件)		2	1	0	1	0	3	1
耐震建替え工事支援事業(件)		0	0	0	0	0	1	1

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	耐震補強設計	9,388	負担金補助等	耐震補強設計	6,905	負担金補助等	耐震補強設計	11,020
負担金補助等	耐震補強工事	0	負担金補助等	耐震補強工事	72,837	負担金補助等	耐震補強工事	65,373
負担金補助等	耐震建替え工事	0	負担金補助等	耐震建替え工事	42,079	負担金補助等	耐震建替え工事	21,209
負担金補助等	除却工事	0	負担金補助等	除却工事	0	負担金補助等	除却工事	0

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	2,153	2,559	406	地方税	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,065	57,714
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,757	47,168
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	7,822	104,882
	賞与・退職給与引当金繰入額	119	252	133	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,838	▲ 19,750
	その他行政費用	9,388	121,821	112,433	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	11,660	124,632	112,972	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,838	▲ 19,750
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,838	▲ 19,750

備考

問題点・課題

- 工事の費用負担の問題
- 分譲マンションの場合、多くの区分所有者等の合意形成が容易ではない。
- 耐震化推進の普及及び啓発を個別に行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、個別訪問等を実施して、都の制度も含め支援策周知を行い耐震化を促進していく。	事業対象建物の所有者に、パンフレットを送付した。	パンフレット等の郵送に加え、戸別訪問により、働きかけを強化していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年2定 緊急輸送道路沿道建物の耐震の促進について 平成29年度2月会議 緊急輸送道路の安全の確保について
----------	---

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	三河島駅前北地区市街地再開発事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見			
		担当者名	宇都山、田中	内線	2832			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-04-01	三河島駅北地区事業費補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input checked="" type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	14年度	根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業補助金交付要綱ほか				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和3年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	JR三河島駅の北側において、再開発事業による土地の高度利用と基盤整備を図るとともに、住宅、商業・業務及び公共・公益施設の整備を推進し、地域の防災性向上や駅前のにぎわいの創出を図る 西日暮里一丁目地域のまちづくりに関する方向性や公共・公益施設の整備方針等を示した『西日暮里一丁目まちづくり構想』を踏まえ、災害に強く、安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する							
対象者等	<input type="radio"/> 三河島駅前北地区市街地再開発準備組合 <input type="radio"/> 西日暮里一丁目まちづくり構想対象区域の住民							
内容	再開発事業の計画、調整に関する事務を担うとともに、施行者（予定）である準備組合に対し、当該事業に係る指導及び支援を行う [三河島駅前北地区市街地再開発事業] ・対象区域：西日暮里一丁目4番の一部、5番、6番の一部、7番 ・地区面積：約1.5ヘクタール [西日暮里一丁目まちづくり構想] ・対象区域：西日暮里一丁目2～5番、6番の一部、7～13番、19～32番、42～49番、61番 ・地区面積：約12.5ヘクタール							
経過	[平成11年1月] 再開発推進協議会発足 [平成16年6月] 準備組合設立 [平成21年度] 旧真土小学校跡地活用検討基礎調査（総務企画課実施） [平成26年度] <ul style="list-style-type: none"> ・再開発推進及びまちづくり構想策定に係る業務委託（～平成27年度） ・西日暮里一丁目街づくり勉強会開催 [平成28年度] <ul style="list-style-type: none"> ・旧真土小学校跡地活用方針決定 ・西日暮里一丁目まちづくり構想策定 [平成29年度] <ul style="list-style-type: none"> ・事業協力者（デベロッパー）決定 ・区が準備組合の理事に就任 [平成30年度] 新たな事業コンサルタント決定 [令和元年度] <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関協議 							
必要性	三河島駅前北地区は、『荒川区都市計画マスタープラン』の日暮里拠点の1つであり、再開発によるにぎわいのある街づくりが求められている。駅前にふさわしい魅力や西日暮里一丁目地域の防災性の向上を図る本事業の必要性は高い							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） [事業の流れ] 準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着手、工事完了、組合解散（＝事業完了）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	市街地再開発事業の進捗率（三河島駅前北地区）（%）	20	20	20	40	100	<ul style="list-style-type: none"> ・準備組合設立：20% ・都市計画決定：40%
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	重点的に推進	再開発事業によるにぎわいのある街づくりを推進するとともに、木造住宅が密集した西日暮里一丁目地域において、道路の整備をはじめとする防災性の向上等を図る事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		7,678	5,647	4,074	6,531	3,888	4,070	63,800
決算額(2年度は見込み)		3,634	5,163	1	1	0	0	63,800
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	準備組合加入者数(人)	49	55	56	57	57	68	71
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	費用便益分析調査	0	委託料	費用便益分析調査	0	補助金	事業計画作成費の一部補助	63,800

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	13,649	13,646	▲3	地方税		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	753	1,346	593	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲14,402	▲14,992
	その他行政費用				金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	14,402	14,992	590	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲14,402	▲14,992
	特別費用(g)				特別収入(f)		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲14,402	▲14,992

備考 事業計画を検討するための関係機関協議や権利者調整を行っているため、給与関係費が行政費用の多くを占めている。

- 問題点・課題
- ・事業計画案の精査
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響のため、都市計画決定の合意形成の遅延
 - ・再開発で区が整備する体育施設等の具体的検討
 - ・都市計画決定手続(各種検討、調査及び関係機関との協議を含む)

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	準備組合未加入者の加入促進を図ることで、再開発の機運を高めていくとともに、早期の都市計画決定の合意形成を目指す。	準備組合未加入者への個別訪問等により加入促進を図ったことで、備組合加入率が向上するとともに、準備組合員の再開発に対する機運も高	新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら都市計画決定に向けて地権者の合意形成を図る。
②	関係部署との連携と協議を密にし、体育施設等公益施設の計画に必要な検討を進める。	関係機関協議を行い、体育施設等公益施設の計画について具体的な検討を進めた。	都市計画決定に向けて、体育施設を含めた施設計画案と事業計画案をまとめる。
③	道路や広場など公共施設計画に対する考え方を庁内や関係機関と協議する。	道路計画や交通計画などの公共施設について、庁内のほか東京都や警視庁等外部機関と協議を行った。	都市計画決定に向けて、東京都等関係部署との協議を完了させる。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	平成19年2定 「再開発事業の迅速な立ち上げについて」 平成21年1定 「大規模超高層ビル型の再開発の見直しについて」 平成22年2定 「日暮里・三河島の街づくりについて」 平成28年2定 「西日暮里駅前・三河島駅前北地区の大規模再開発計画の見直しについて」 令和元年6月会議 「再開発事業の推進について」

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-12		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	西日暮里駅前地区市街地再開発事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	能見	
			担当者名	大竹、仲野、玉木		内線	2833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-04-02	西日暮里駅前地区事業費補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input checked="" type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和	<input checked="" type="radio"/> 平成	<input type="radio"/> 令和	20年度	根拠	都市再開発法、都市計画法、荒川区市街地再開発事業化支援補助金交付要綱、他		
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		令和3年度		法令等			
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内		<input type="checkbox"/> 都基準内	<input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	旧道灌山中学校跡地を含む地区にて、土地の合理的かつ健全な高度利用、住環境の整備、都市機能の更新及び駅前活性化について検討を行い、広域拠点としての街づくりを進める。あわせて、「西日暮里駅周辺地域のまちづくり構想」に基づき地域全体の発展を目指すとともに、その核として再開発事業による安全・安心でにぎわいのあるまちづくりを推進する。							
対象者等	旧道灌山中学校跡地等の区有地を含む、西日暮里駅に隣接する約2.3haの地区（西日暮里五丁目32～37番及び38番の一部）に権利を持つ者：西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合 まちづくり構想については、西日暮里五丁目交差点を中心とした半径約500mの範囲							
内容	<p>地区の課題解決に向けて、再開発事業の計画検討を進め、西日暮里駅周辺の一体的な街づくりを進める。あわせて、地権者の事業推進に向けた機運が高まるよう、市街地再開発準備組合を支援する。</p> <p>1 「市街地再開発準備組合」が中心となって進めている、都市計画決定に向けた事業計画の検討を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けて、道路等公共施設整備及び文化交流拠点の核となる公益施設の整備方針を決定する。 <p>2 「西日暮里駅周辺地域まちづくり構想」に基づき、周辺地域を含めた活性化策を検討する。</p>							
経過	<p>平成12年度 道灌山中学校跡地利用方針決定</p> <p>平成18年度 地元有志による街づくり協議会発足</p> <p>平成19年度 協議会がコンサルタント派遣制度を利用し、勉強会開催</p> <p>平成20年度 事業化可能性調査実施</p> <p>平成21年度～24年度 勉強会等及び権利者意向把握の実施</p> <p>平成25年度 コンサルタント選定プロポーザル実施、準備組合設立に向けた活動の実施</p> <p>平成26年度 市街地再開発準備組合設立（6月）、事業協力者選定プロポーザル実施【準組】</p> <p>平成27年度 基本計画設計者選定コンペ実施【準組】</p> <p>平成29年度 環境影響評価調査計画書（案）の提出、荒川区が準備組合理事に就任</p> <p>令和元年度 都市計画原案の説明会及び公告・縦覧</p>							
必要性	平成20年度に行った調査において、本地区の課題と再開発の可能性が示されている。広域拠点として、安全性や快適性、活力の向上を図るため、再開発事業等によって都市基盤の強化を始めとして、上位計画に示された将来像実現のためまちづくりを進める必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>【事業の流れ】準備組合設立、都市計画決定、組合設立、権利変換計画認可、工事着工、工事完了、組合解散</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	再開発事業等の進捗状況（%）	20	20	20	20	70	準備組合の設立を20%とする。
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進		重点的に推進		早期の事業化により、駅周辺の活性化と地域の交通処理問題や生活利便性の向上を図る事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		5,989	4,002	4,002	3,793	3,888	5,247	64,200
決算額（2年度は見込み）		5,636	4,001	4,001	0	0	4,212	64,200
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名（2年度は見込み）								
まちづくり勉強会等委託（千円）		—	—	—	—	—	—	—
再開発事業化支援補助（千円）		3,702	4,000	4,000	—	—	—	—
まちづくり構想策定委託（千円）		1,933	—	—	—	—	—	—
費用便益分析調査委託（千円）		—	—	—	—	—	4,212	—
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			13	費用便益分析調査委託	4,212	19	建設事業補助	44,800
							その他補助（公管金）	19,400

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費	20,474	20,469	▲ 5	地方税		0	0	0		
物件費	0	4,212	4,212	国庫支出金	0	0	0				
維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0				
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0				
補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0				
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0				
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0				
賞与・退職給与引当金繰入額	1,129	2,020	891	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,603	▲ 26,701	▲ 886				
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0				
行政費用合計(b)	21,603	26,701	886	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 21,603	▲ 26,701	▲ 886				
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 21,603	▲ 26,701	▲ 886				

備考

社会資本整備総合交付金の交付金採択のため、費用便益分析委託調査を令和元年度に実施した。

問題点・課題

- 【平成31年度解決すべき問題点・課題】
- ・事業推進に対する合意状況
- 【令和2年度以降に取り組むべき問題点・課題】
- ・都市計画決定、及び事業成立性の担保
 - ・区有財産の評価及び処理に関する意思決定
 - ・地権者の合意形成

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都市計画決定後にホールの基本計画・設計が円滑に進むよう庁内調整を図る	ホール所管課にて基本構想策定作業を行っている。また、資金計画の部分について、歳出削減と平準化の検討を行った	計画見直しに伴い、公益施設の基本計画策定の調整を行う
②	都市計画決定手続に入る段階で基盤整備に関する計画を確定する	基盤整備に関する計画は固まりつつあるが、一部関係機関協議が継続中である	都道区域を含めて、道路管理者及び交通管理者（警察）と協議を終え、都市計画決定する
③	陳情者に対して、区として意見聴取等の対応を行い事業推進に向けた理解を求めていく	都市計画原案の説明会までは実施したが、合意状況に不透明な部分もあり、手続を中断している	合意状況再確認の結果、推進できる状況にあるという確証が得られ次第手続を再開する

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会(要旨)状況

- ・平成30年度 6月会議 住宅供給中心の西日暮里駅前再開発の見直し
- ・令和元年度 6月会議 西日暮里駅前の基盤整備とにぎわいのあるまちづくりについて
- ・令和元年度 9月会議 再開発による区の現有資産の従後の権利行使について
- ・令和元年度11月会議 再開発事業計画を見直し、歳出を他事業に充てるべき
- ・令和元年度11月会議 再開発による行政需要への影響が大きいことから、事業計画を見直すべき

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	ブロック塀等撤去助成事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	福木・古川・鈴木・熊谷		内線	2826		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-09-04	ブロック塀等撤去助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	21年度	根拠	荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	震度5強程度の地震により倒壊のおそれがあり、道路等に面する危険なブロック塀等の改修工事に係る費用の一部を助成することにより、通行人等の地震時の安全性を向上し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。							
対象者等	道路等に面する危険度C、Dのブロック塀等の所有者・管理者等 （令和元年度末時点：未撤去Cランク386件、Dランク68件）							
内容	<p>1 助成対象ブロック塀等 道路等に面する危険なブロック塀等（高さ1.2m超）</p> <p>2 助成内容 助成金は、撤去工事費の2/3、ただし1m当たり16,000円を上限とする。</p> <p>3 普及啓発活動 助成対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。</p> <p>方法：戸別訪問形式</p> <p>平成20年度調査結果概要〔（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。〕</p> <p>危険度A 2,386件（53.6%）安全である。</p> <p>危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。</p> <p>危険度C 575件（12.9%）注意を要する。</p> <p>危険度D 234件（5.2%）危険である。</p> <p>合計 4,453件（100.0%）</p>							
経過	<p>平成20年度 ブロック塀等の実態調査</p> <p>平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱制定</p> <p>平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施</p> <p>平成25年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正 （→荒川区ブロック塀等撤去助成事業制度要綱、事務処理の効率化）</p> <p>平成30年9月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱一部改正（対象ブロック塀を拡充）</p> <p>平成22～29年度 区報、区ホームページによる普及啓発活動実施</p> <p>令和2年4月 要綱一部改正（助成限度額の単価を6,000円/㎡から16,000円/㎡に引き上げ）</p>							
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。							
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>助成金内定申請→審査→助成金交付内定→撤去工事着手→撤去工事完了→助成金交付申請→審査→助成金交付決定→助成金交付</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	危険なブロック塀の改善率(数)(%)	65	66	70	71	100	危険なブロック塀数(234箇所)
	②	危険なブロック塀の改善率(長さ)(%)	72	73	75	76	100	危険なブロック塀延長(2,395.4m)
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	重点的に推進	震災時において、通行人の安全性を確保するとともに、消防活動や地域住民の避難の支障とならないよう、危険なブロック塀等の撤去を重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		503	403	456	203	1,520	1,198	12,264
決算額(2年度は見込み)		0	185	147	55	623	1,129	12,264
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
相談件数		4	5	4	6	37	20	20
改善件数(Dランク)		5	10	1	3	10	3	5
助成実績件数		0	2	1	1	8	13	10

予算・決算の内訳

平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	3
負担金補助等	助成金	791	負担金補助等	助成金	670	負担金補助等	助成金	1,843
						其他委託料	実態調査費	10,417

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,706	4,264	2,558	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	144	144
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	623	1,129	506	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	144	144
	賞与・退職給与引当金繰入額	94	421	327	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,423	▲ 5,670	▲ 3,247
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,423	5,814	3,391	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,423	▲ 5,670	▲ 3,247
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,423	▲ 5,670	▲ 3,247	

備考

問題点・課題
 ・震災等による道路閉塞を防止する必要からも、管理者による撤去工事への誘導を図る必要がある。
 ・空家の増加に伴い、管理が行き届かないことによるブロック塀の老朽化が懸念される。
 ・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないで撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き危険度Dのブロック塀等所有者への戸別訪問による周知と広報による周知を行っていく。	危険度Dの所有者への戸別訪問を行い、指導書・パンフレットのポスティングし、危険性の周知をした。	助成金の引き上げを行うとともに、危険度Dの所有者への戸別訪問により、撤去のスピードアップを図っていく。
②	危険度Dの対応とともに、危険度Cの所有者に対してもDMにより注意を促していく。	危険度Cの所有者あてに、指導書・パンフレットのポスティングを行い、注意を促した。	実態調査(再調査)に着手し、正確な現況の把握に努めると共に、危険ブロック塀の撤去に向けた普及啓発を行っていく。
③			

他区の実況
 (実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
 実施区…千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

議会議事録(要旨)
 平成30年度11月会議 通学路の安全確認について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	空き家対策事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	伊藤・三浦・池ノ谷・緑川・田中		内線	2826、2827		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-10-01	空き家対策事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	24年度	根拠	空家等対策の推進に関する特別措置法				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和2年度	法令等	荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	危険な老朽空家住宅の除却工事に係る費用の一部を助成することにより、除却を促進し、もって安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。							
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） ※不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外							
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 老朽空家住宅除却助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象：1年以上使用されていないこと、住宅部分の面積が2分の1以上、昭和56年5月31日以前に建築されたこと、区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと ・助成金額：除却工事費の1/2（限度額50万円） 2 危険老朽空家住宅除却助成事業（平成28年度から令和2年度まで） <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象：不燃化特区を除いた区全域にある、特定空家等又は危険性が著しく高い老朽空家 ・助成金額：消費税を除く除却費用の全額（限度額26,000円/㎡） 3 空き家相談会（平成29年度開始、平成30年度6回開催、令和元年度6回開催） 4 地域活性化施設への改修費助成（平成29年度開始） 1件あたり限度額200万円 5 空家等相続人調査・折衝業務委託（令和元年度）22,554千円 6 荒川区特定空家等対策審査会 6回開催済 							
経過	<p>平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱制定</p> <p>平成26年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱一部改正 （→荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱、事務処理の効率化）</p> <p>平成27年3月31日 荒川区老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正（助成率及び限度額の引下げ）</p> <p>平成28年6月30日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱制定</p> <p>平成29年3月31日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正</p> <p>平成30年2月23日 荒川区空家活用事業補助金交付要綱制定</p> <p>平成30年3月30日 荒川区危険老朽空家住宅除却助成事業制度要綱一部改正</p> <p>令和元年6月1日 荒川区空家活用事業補助金交付要綱一部改正</p>							
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 助成金内定申請→審査→助成金交付内定→老朽空家住宅の除却工事→除却工事完了→補助金交付申請→審査→助成金交付決定→補助金交付							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	危険な老朽空家住宅の除却率(%)	29.6	35.7	45.2	51	60	空き家実態調査内の除却を促進すべき空き家 81/179棟
	②	不燃化特区区域外の危険な老朽空家住宅の除却率(%)	35.2	38.1	51.4	57	65	不燃化特区区域外の除却を促進すべき空き家 54/105棟
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進		重点的に推進 管理不全な状態となっている危険な老朽空家への対策を総合的かつ計画的に一層強化して取り組み、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		20,150	18,417	24,744	18,198	14,366	65,755	35,641
決算額(2年度は見込み)		4,113	17,363	7,667	12,483	8,908	39,415	35,641
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
相談件数		15	27	18	27	17	24	25
現場調査件数		15	27	18	27	17	24	25
実績件数		10	14	15	16	14	28	20

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	相談会報償	552	委託料	空家相続人調査・折衝	22,554	委託料	空家リノベーション・マッチング委託	10,848
報酬費	特定空家等対策審査会	242	報酬費	特定空家等対策審査会	262	委託料	空家台帳システム構築	4,356
旅費	委員旅費	6	報償費	相談会報償	552	報償費	相談会報償	582
需用費	消耗品購入	21	旅費	委員旅費・職員旅費	6	報酬費	特定空家等対策審査会	564
負担金補助金	補助金	8,082	需用費	消耗品	3	旅費	委員旅費・職員旅費	52
			負担金補助金	補助金	16,033	需用費	消耗品	45
						負担金補助金	補助金	19,000

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	10,675	12,747	2,072	地方税	0	0	0
	物件費	32	22,568	22,536	国庫支出金	390	7,818	7,428
	維持補修費	0	0	0	都支出金	276	276	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	552	552	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	666	8,094	7,428
	賞与・退職給与引当金繰入額	575	1,232	657	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲19,250	▲45,038	▲25,788
	その他行政費用	8,082	16,033	7,951	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	19,916	53,132	33,216	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲19,250	▲45,038	▲25,788
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲19,250	▲45,038	▲25,788	

備考

問題点・課題
 ○空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、区民の空家管理に対する関心と、行政に対する期待が高まっている。
 ○老朽空家住宅は、何年も放置され管理されていないものが多いため、年々危険度が増していく。老朽空家住宅の除却を促進させるため、まず建物所有者にこの制度を知ってもらい、利用を促す必要がある。
 ○相続登記されておらず、建物所有者が不明の物件が存在する。
 ○活用可能な空き家については、積極的な利活用がなされる環境を構築する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の指定を視野に入れ、所有者の指導の徹底をしていく。	荒川区特定空家等対策審査会に答申をし、2件を特定空家として指定したことにより、建物除却に繋がった。	著しく危険な空家等は、特定空家への指定を積極的に行い、所有者等の指導を強化・徹底する。
②	不燃化特区以外においても空き家等の所有者及び相続人調査・折衝委託を行う。	荒川区空家等相続人調査及び折衝業務委託を実施し、調査結果を踏まえ相続人等に折衝した。	必要に応じて、財産管理人制度を実行していく。
③	空き家バンク、空き家活用事業の活用等を図り、空き家の利活用を推進する。	空家利活用事業補助金の交付額を増額した。また部内PTにより、所有者及びプレーヤーのマッチングを図るための取り組みを実施した。	空家リノベーションプロデュース委託や所有者と活用希望者のマッチング委託を実施する。

他区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)		
		実施区[老朽建築物除却助成]台東区、墨田区、江東区、品川区、豊島区、北区、足立区、葛飾区、板橋区 [空き家相談会]台東区、品川区、大田区、練馬区 [改修助成]大田区、世田谷区、練馬区	

議会(要旨)質問状
 ・平成27年度6月会議 空き家対策推進特別措置法施行にともなう区の対策強化
 ・平成27年度9月会議 危険度の高い地域の空き家対策の促進
 ・平成27年度2月会議 不燃化特区事業と特定空家特措法について
 ・平成29年度2月会議 空き家対策の推進について
 ・令和元年度6月会議 空き家の利活用について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-15		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	永久水利整備事業		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	能見	
			担当者名	白井、青天目		内線	2828	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-12-01	永久水利整備事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	25 年度	根拠					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	02	防災基盤の整備					
目的	区内の約6割を木造住宅密集地域が占める現状のなか、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を目指して、地震等に伴う同時多発的かつ広範の火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、災害時にも有効に機能する隅田川の河川水や地下水を活用した永久水利を整備する。							
対象者等	区民、防災区民組織、中学校防災部、防災関係機関							
内容	<p>○永久水利は、隅田川の河川水や地下水など枯渇することのない水源を確保するハード面の整備とともに、その水源を活用して、地域住民が中心となって行う消火・送水ネットワーク体制を構築するソフト面からなる、地域消火システムである。</p> <p>○まず枯渇しない水源を確保する方法として、</p> <p>① 約8キロメートルにわたって隅田川に接している地の利を生かした河川水</p> <p>② 隅田川から離れた地域では、安定した水量を確保することができる地下水（深井戸）を活用し、それを取水するための施設を整備する。</p> <p>○その水源を効果的に使用し初期消火活動につなげるため、複数の防災区民組織が連携し、各組織が持つ可搬消防ポンプなどを活用して、消防団員の指導のもと広域的に消火活動を行う送水ネットワークを構築する。</p>							
経過	<p>平成25年 2月 学識経験者、警察、消防等の関係機関、町会等で構成する「荒川区永久水利整備活用推進協議会を設置」</p> <p>平成26年 3月 あらかわ遊園永久水利施設（河川水：区内第1号）</p> <p>平成27年 7月 荒川公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成28年 3月 日暮里公園永久水利施設（地下水）</p> <p>平成29年 3月 第五中学校付近永久水利施設（河川水）</p> <p>平成29年10月 赤土小学校永久水利施設（地下水）</p> <p>防災課による整備（可搬ポンプ方式）</p> <p>平成26年11月 尾久の原公園永久水利施設（河川水）</p> <p>平成27年11月 南千住六丁目スーパー堤防永久水利施設（河川水）</p>							
必要性	荒川区は地震に関する地域危険度（総合）の高い地域を多く抱えていると共に、首都直下地震発生時における断水率が高いため、災害時にも有効に機能する水利を整備する必要がある。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 設備機器保守委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み	目標値(8年度)	
	①	永久水利の整備箇所	7	7	7	7	8	候補地15箇所（基本計画より）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	推進	大震災時の火災の延焼拡大を防止するために計画的に推進する必要がある事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		65,525	171,746	146,261	78,326	2,106	10,002	112,588
決算額(2年度は見込み)		56,848	136,132	85,782	49,276	2,056	9,201	112,588
実績の推移	事項名(2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	永久水利の整備箇所	1	3	1	1	0	0	0
予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需要費	軽油購入費等	97	需要費	軽油購入費等	195	需用費	軽油購入費等	124
委託料	保守管理委託	1,959	委託料	新規施設設計、保守管理委託	8,706	委託費	保守管理委託、新規施設設備設計	10,025
						使用料	公有地賃借料	200
						工事請負費	新規さく井整備費	102,239

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,412	3,411	▲1	地方税	0	0	0	
	物件費	2,056	2,876	820	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	15,979	15,979	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	188	337	149	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲21,635	▲22,603	▲968	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	21,635	22,603	968	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲21,635	▲22,603	▲968	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲21,635	▲22,603	▲968		

備考

問題点・課題

区内全地区に永久水利施設を整備したが、地域危険度が高い地域内でも既施設からの送水距離が長い地域があることから、これまでの施設整備上の課題を検討し、早急に方針を決定する必要がある。既整備済の永久水利施設を活用した訓練については、地域住民が主体となり実施している。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たな永久水利施設の整備に向けて実地調査等を実施する。	新たな永久水利施設の設置に向けて設置場所の調査を行い、第四峡田小学校を選定し設計を行った。	周辺住民等への周知を丁寧に行い、さく井整備工事を確実に実施し、令和3年度の完成を目指し機械設備設計を実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1定 永久水利・隅田川の活用法について 平成26年3定 今すぐやるべき防災対策について(都の責任で荒川区の深井戸整備を) 平成26年4定 日暮里のまちづくりについて(明治通り南側で危険度の高い地域に深井戸の整備)
-----------	---

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	不燃化特区整備促進事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課	課長名	能見			
		担当者名	白井・杉山・伊藤	内線	2828			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-13-01	不燃化特区整備促進事業費						
	01-13-02	防災スポット整備事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	25年度	根拠	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、不燃化特区制度要綱				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和7年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区に指定された「荒川二・四・七丁目地区」及び「町屋・尾久地区」において、密集事業における主要生活道路や公園等の整備の推進に加え、地域の不燃化を促進する重点的かつ集中的な取り組みを実施することで、木密地域の改善を一段と加速させ、燃えない・燃え広がらない災害に強い街づくりを推進する。							
対象者等	荒川二・四・七丁目地区及び町屋・尾久地区 ・老朽家屋の除却及び個別建替、共同建替等を行う建築主 ・主要生活道路の拡幅整備事業等に係る権利者又は沿道建替等の建築主							
内容	①避難経路の確保、消防活動の円滑化のため主要生活道路を幅員6mへと整備を推進する。 ②オープンスペース確保のため、公園等を整備し、防災活動拠点の形成を図る。 ③各戸訪問による事業周知や、地域で専門的な相談を行う住まいの相談会を開催するなど、相談活動を強化し地区内の建替えを促進する。 ④共同建替等を行う建築主に対して、除却費、設計費、共同施設整備費等の一部を助成する。 ⑤建物除却に対する助成制度により、老朽木造建物の除却を促進する。 ⑥準耐火建築物以上の住宅に対する助成制度により、不燃化建替を促進する。 ⑦主要生活道路沿道にて建替を行う建築主に対して、除却費、設計費、外壁等の共同施設整備費の一部を助成する。 ⑧防災まちづくり連絡会等の住民組織の活動を支援するとともに、地域のまちづくり意識を啓発して、まちの課題の共有化を図ると共に、地区計画の策定を進める。							
経過	不燃化特区 ・荒川二・四・七丁目地区（約48.5ha） 平成25年4月12日 先行実施地区整備プログラムの認定 平成25年4月26日 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 ・町屋・尾久地区（約242.6ha） 平成26年4月1日 整備プログラム認定、不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）の指定 密集事業 ・荒川二・四・七丁目地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R6）約48.5ha ・町屋・尾久地区（H27.3社会資本総合整備計画提出：現行整備期間～R6）約242.6ha							
必要性	当地区は、狭あい道路や狭小敷地の木造建物が多く、災害時における地域危険度（「第8回地域危険度測定調査」：東京都）が概ね4～5と判定されている。そのため、地域課題の改善に資する事業を重層的に活用し、木密地域である本地域の防災性及び住環境の向上を図る必要がある。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 防災まちづくりの効果をあげるため、住民活動組織を育成・支援するとともに、地区住民への個別訪問その他の方法により防災意識の啓発と不燃化建築物への建替え誘導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	不燃領域率（荒川二・四・七丁目）（%）	66.3	67.1	67.5	68.0	70	(R2年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	60.9	62.1	62.7	63.1	70	(R2年度)土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	重点的に推進	東京都が令和3年度以降5年間、不燃化特区制度を継続すると公表したことから、引き続き制度を活用できるよう協議するとともに、木密地域の改善を一層加速させるため、都市防災不燃化促進事業とも連携し、本事業を重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		701,349	888,869	930,742	797,841	1,078,255	1,608,330	909,649
決算額(2年度は見込み)		158,803	577,031	793,600	641,480	636,203	1,406,262	909,649
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名(2年度は見込み)								
老朽建築物除却(特区制度)(棟)		8	44	59	57	71	95	81
建替促進助成(特区制度)(棟)		8	45	60	75	48	64	65
公園等の整備(箇所)		2	4	5	7	2	0	5
優先整備路線の整備(箇所)		8	17	11	22	16	17	20

予算・決算の内訳								
平成30年度(決算)			令和元年度(決算)			令和2年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助及び交付金	建設事業補助金	339,901	負担金補助及び交付金	建設事業補助金	484,290	負担金補助及び交付金	建設事業補助金	542,953
委託料	推進活動、測量等	159,598	委託料	推進活動、測量等	176,078	委託料	推進活動、測量等	238,736
工事請負費	老朽木造建築物解体工事	17,856	工事請負費	老朽木造建築物解体工事	4,400	工事請負費	老朽木造建築物解体工事	18,513
役務費	ステーション電話、土地鑑定料	1,617	役務費	ステーション電話、土地鑑定料	2,316	役務費	土地鑑定料等	3,045
報償費	コンサルタント派遣	1,222	報償費	コンサルタント派遣	1,196	報酬費	コンサルタント派遣	2,080
工事請負費	防災スポット整備工事費	9,438	公有財産購入費	代替地、緑道、防災スポット	705,187	工事請負費	防災スポット整備工事	69,666
			工事請負費	防災スポット整備工事費	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額	30年度		元年度	差額		
行政費用	給与関係費	103,199	104,077	878	地方税	0	0	0	
	物件費	106,036	131,237	25,201	国庫支出金	45,686	18,134	▲ 27,552	
	維持補修費	1,998	2,354	356	都支出金	208,779	281,238	72,459	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	2,580	2,052	▲ 528	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	254,465	299,372	44,907	
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,506	9,917	4,411	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 388,588	▲ 512,127	▲ 123,539	
	その他行政費用	423,734	561,862	138,128	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	643,053	811,499	168,446	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 388,588	▲ 512,127	▲ 123,539	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 388,588	▲ 512,127	▲ 123,539		

備考 建替えや除却助成制度の利用件数が増えたことから、その他行政費用が増加した。

- 問題点・課題
- ・建替えに踏み切れない理由として、敷地が道路に接道していない、複雑な権利関係、資金不足や高齢による意欲の低下が考えられる。
 - ・老朽建築物の除却に踏み切れない理由として、複雑な権利関係、所有者が遠方に居住、助成金があっても一時的な費用捻出もできないほどの資金不足、除却後の固定資産税等の負担増などが考えられる。
 - ・主要生活道路の拡幅は、路線延長が長く権利者も多いため、丁寧な説明と粘り強い交渉により、重点化を図った着実な実施が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	再度、老朽木造建築物への各戸訪問を実施し、建替え等への課題整理や屋内安全対策も含めた事業周知の徹底を図る。	過去の各戸訪問において、建物所有者等に対し再度事業の周知を行い、建替え等に前向きな建物所有者等を抽出した。	今年度は現行制度の最終年度であることから、老朽建築物の除却に前向きな所有者等に積極的な働きかけを行い、除却を推進する。
②	波及効果の高い場所の権利者交渉に重点を置き、重点整備路線の早期整備を目指す。	重点整備路線沿道で波及効果の高い場所の権利者3名のうち、1名の合意が得られた。	合意が得られた権利者の用地取得を優先的に進めることで、重点整備路線の早期整備を目指す。
③	老朽建築物の中でも、特に空き家の除却を促進させるため、土地の公共管理など更地化によるデメリットを補う制度を検討する。	空き家等の除却を推進するため、更地化による負担を軽減する「防災空地の整備及び管理に関する基準」を策定した。	空き家等の所有者等に「防災空地の整備及び管理に関する基準」の活用も視野に入れた働きかけを行い、除却に結びつける。

他区の実況	（実施）		未実施		不明	
	18	区	4	区	0	区
53地区	約3,200ha					

議会議決要旨	平成26年3定	不燃化特区整備プログラムの、平成32年度までの取り組みについて
	平成28年度2月会議	災害対策、街づくりについて
	平成28年度11月会議	尾久地域の不燃領域率向上の加速化について
	平成29年度6月会議	町屋の木密地域における整備の進捗状況について
	令和元年度6月会議	不燃化特区事業の延伸について

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画道路用地取得事務		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木	
			担当者名	鈴木・吉田・金内		内線	2820	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-06-01	都市計画道路用地取得事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	14 年度	根拠	東京都土地評価事務処理要領				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和5 年度	法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準 等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	02	都市計画道路の整備					
目的	都市計画道路用地の取得を円滑かつ正確に行うために、土地鑑定評価や物件調査・算定等を行う。							
対象者等	都市計画道路用地の土地所有者・借地権者・借家人等							
内容	<p>【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。</p> <p>【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。</p>							
経過	<p>【進行中の都市計画道路事業の経過】※平成27年度～本事業は経理課から防災街づくり推進課に移管。</p> <p>①都市計画道路321号線（事業期間平成10年度～令和5年度） 平成8年4月8日 都市計画決定 平成10年8月13日 第一期整備区間事業認可 平成14年10月15日 第二期整備区間事業認可</p> <p>②都市計画道路331号線（事業期間平成22年度～令和4年度） 平成14年8月8日 都市計画決定 平成22年5月10日 事業認可</p> <p>③都市計画道路193号線（事業期間平成29年度～令和5年度） 昭和39年2月7日 都市計画決定 平成30年3月15日 第一期整備区間事業認可</p>							
必要性	街の骨格を形成する都市計画道路の整備は、地域の活性化、交通渋滞や事故の減少、経済の活性化、防災性の向上等に大きく寄与するものである。この都市計画道路を整備するための用地取得は、最も基礎的で重要な要素となっている。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>用地買収における折衝業務等は一部専門業者に委託で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	都市計画道路331号線用地取得率(%)	75	75	94	100	100	公社取得面積/取得予定面積(3,507.36㎡)
	②	都市計画道路321号線用地(Ⅱ期区間)取得率(%)	21	21	21	21	100	公社取得面積/取得予定面積(9,247.12㎡)
③	都市計画道路193号線用地(Ⅰ期区間)取得率(%)	0	0	6	26	100	公社取得面積/取得面積(2,936.77㎡)	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
重点的に推進	重点的に推進	区の計画を踏まえ、取組みを強化し、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		—	5,567	5,357	5,222	17,212	182,570	174,359
決算額（2年度は見込み）		—	2,215	1,020	695	16,023	130,207	174,359
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名（2年度は見込み）								
331号線取得契約件数（件）		16	6	14	24	1	14	5
331号線取得面積（㎡）		659.85	424.91	285.07	402.20	11.14	484.27	82.69
193号線取得契約件数（件）						0	5	21
193号線取得面積（㎡）						0	183.79	568.63
予算・決算の内訳								
平成30年度（決算）			令和元年度（決算）			令和2年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	土地鑑定料	699	役務費	土地鑑定料	500	役務費	土地鑑定料	2,041
委託料	物件調査算定委託	15,324	委託料	建物等調査算定委託等	129,707	委託料	建物等調査算定委託等	172,318

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額	
行政費用	給与関係費	10,237	10,234	▲3	地方税	0	0	0
	物件費	16,023	130,207	114,184	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,639	40,857	35,218
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,639	40,857	35,218
	賞与・退職給与引当金繰入額	564	1,010	446	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲21,185	▲100,594	▲79,409
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	26,824	141,451	114,627	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲21,185	▲100,594	▲79,409
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲21,185	▲100,594	▲79,409	

備考

行政費用では、30年度に物件費が大幅に増加したが、これは193号線の建物等調査・補償額算定業務委託を開始したことによるものである。行政収入では、同様の理由により都支出金が交付された。

問題点・課題

331号線については、すでに94.48%の用地を取得している。今年度から、道路整備の準備工事が着手となることから、早期に用地取得を完了させる必要がある。
193号線については、用地取得業務を専門業者に委託しているが、用地取得が円滑に進むよう積極的に支援していく。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も円滑に用地取得が進むよう権利者の生活再建を重視し、折衝を行っていく。	円滑に用地取得が進むよう権利者の生活再建を重視し、折衝を行った。	今後もさらに円滑に用地取得が進むよう権利者の生活再建を重視し、折衝を行っていく。
②	193号線の用地取得業務委託を実施するにあたり、円滑に用地取得が進むよう委託業者と密に連携を図っていく。	193号線の用地取得業務委託を実施に伴い、委託業者と定期的な打合せなど密に連携を図り、用地取得に向け、建物等調査を進めた。	193号線の用地取得業務委託の実施に伴い、円滑に用地取得が進むよう委託業者と密接に連携を図っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-18		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都市計画公園用地取得事務		部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木	
			担当者名	鈴木・吉田・金内		内線	2820	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-04-01	都市計画公園用地取得事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	19年度	根拠	東京都土地評価事務処理要領				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和2年度	法令等	東京都の事業の施行に伴う損失補償基準等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	IV	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成					
	施策	01	緑とうるおい豊かな生活環境づくり					
目的	都市計画公園用地の取得を円滑かつ正確に行うために、土地鑑定評価や物件調査・算定等を行う。							
対象者等	都市計画公園用地の土地所有者・借地権者・借家人等							
内容	<p>【土地鑑定評価委託】 土地の評価額は荒川区財産価格審議会において決定されるが、その参考とするため不動産鑑定士に、土地鑑定評価を委託する。</p> <p>【物件調査算定委託】 用地の取得により生じる損失の調査及び補償額の算定を委託する。 なお、補償額については、荒川区損失補償調査委員会等により決定される。</p>							
経過	<p>【進行中の都市計画公園事業の経過】 都市計画公園宮前公園（事業期間平成19年度～令和2年度）</p> <p>昭和32年12月 都市計画決定 平成19年10月17日 事業認可 平成27年1月29日 事業計画変更認可 平成27年12月16日 事業計画変更認可 平成28年12月5日 荒川区土地開発公社による代行買収完了 （一部、区取得済み（10,274.87㎡）） 令和2年2月28日 事業計画変更認可</p>							
必要性	安心で快適な魅力ある街づくりにおいて都市計画公園の整備は必要不可欠なものである。また、整備事業の中で用地取得は重要な要素となっている。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>用地買収における折衝業務等は直営で実施。土地鑑定評価や物件調査・算定については専門業者に委託。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	宮前公園用地（北） （認可27.1）取得率（%）	-	-	-	-	-	公社取得面積 /取得予定面積（2,683.72㎡）
	②	宮前公園用地（南） （認可27.12）取得率（%）	-	-	-	-	-	公社取得面積 /取得予定面積（10,497.59㎡）
③	宮前公園拡張用地 （認可R2.2）取得率（%）	-	-	-	100	-	公社取得面積 /取得予定面積（1,376.15㎡）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度	3年度							
推進	推進	区の計画を踏まえ、取組みを強化し、推進する。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額		—	12,532	10,525	742	742	56,772	504
決算額 (2年度は見込み)		—	7,417	9,791	200	200	52,917	504
実績の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
事項名 (2年度は見込み)								
取得契約件数 (件)		—	5	4	—	1	—	—
取得面積 (㎡)		—	2,683.72	10,497.59	—	1,376.15	—	—
予算・決算の内訳		平成30年度 (決算)		令和元年度 (決算)		令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
役務費	土地鑑定料	200	役務費	土地鑑定料	300	役務費	土地鑑定料	504
			委託料	建物等調査算定	51,617	委託料		

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	30年度	元年度	差額		30年度	元年度	差額
	給与関係費	1,706	1,706	0	地方税	0	0
	物件費	200	52,917	52,717	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	35	66
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	35	66
	賞与・退職給与引当金繰入額	94	168	74	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,965	▲ 54,725
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	2,000	54,791	52,791	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,965	▲ 54,725
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,965	▲ 54,725

備考

行政費用では、給与関係費が主な費用で、土地鑑定料として支出している。

問題点・課題

今後、事業認可の取得を予定している区域について、権利者と調整を図り、用地取得を円滑に進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後事業認可の取得を予定している区域の用地取得を円滑に進められるよう準備する。	事業認可の取得を予定している区域の用地取得を円滑に進められるよう、建物等調査を実施した。	関係部署との連携を図り、権利者との調整や折衝を滞りなく進めていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和2年度）

No1

事務事業コード	11-02-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	被災者生活再建支援事業	部課名	防災都市づくり部防災街づくり推進課		課長名	大木		
		担当者名	大竹、齋藤、仲野		内線	2838		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（2年度）	01-15-01	被災者生活再建支援事業費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 2年度 <input checked="" type="radio"/> 元年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	28 年度	根拠	災害対策基本法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	罹災証明書は、仮設住宅の入居や義援金の受給などに必要な書類である。区では、首都直下地震などの大規模災害によって罹災証明書の交付件数が最大10万件を超えると想定されることから、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を整える。							
対象者等	区民等（建物居住者・建物所有者）							
内容	<p>首都直下地震などの大規模な災害時において、罹災証明書を遅滞なく交付できる体制を構築するため、平成28年度から被災者生活再建支援システムを導入した。</p> <p>①建物の被害状況を調査（全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊）し、その結果をデータ化する。</p> <p>②調査データを基に地図情報や住民基本台帳、家屋課税台帳を確認しながら罹災証明書を発行する。</p> <p>③罹災証明書の発行にあわせて、被災者台帳を自動的に作成する。</p>							
経過	<p>平成25年 6月 災害対策基本法が改正され、罹災証明書を遅滞なく交付することが義務化</p> <p>平成25年10月 本人以外からの情報収集や都への情報提供のため、個人情報保護運営審議会に諮問</p> <p>平成28年 7月 システム導入に向け、個人情報保護運営審議会に諮問</p> <p>平成29年 3月 システム導入するとともに、基礎研修及び被災状況の入力等の操作研修を実施</p> <p>平成29年4月 システム運用開始</p>							
必要性	首都直下地震などの大規模な災害時において、短時間かつ大量に罹災証明書を交付するためには、被災者生活再建支援システムの導入が必要不可欠である。							
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ・被災者生活再建支援システム保守等委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			29年度	30年度	元年度	2年度見込み		目標値(8年度)
	①	職員研修等の開催	1	1	6	6	6	罹災証明発行操作研修（年1回）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
2年度		3年度						
推進		被災者の生活再建を支援するためには、罹災証明書を遅滞なく交付することが必要不可欠であり、効率的に証明書を発行する体制づくりを進める。						

予算・決算額等の推移		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
予算額			-	17,237	2,798	2,798	6,943	6,798
決算額 (2年度は見込み)		-	-	15,729	2,756	2,786	6,926	6,798
実績の推移	事項名 (2年度は見込み)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	研修等の実施 (回数)			1	1	1	6	6
予算・決算の内訳								
平成30年度 (決算)			令和元年度 (決算)			令和2年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品費	90	需用費	消耗品費	84	需用費	消耗品費	88
委託料	システム保守等委託	2,698	委託料	システム保守等委託	6,842	委託料	システム保守等委託	6,710

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		30年度	元年度	差額	行政収入	勘定科目		30年度	元年度	差額
	給与関係費		1,706	5,117	3,411		地方税		0	0	0
物件費		2,786	6,926	4,140	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計 (a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		94	505	411	行政収支差額 (a)-(b)=(c)		▲ 4,586	▲ 12,548	▲ 7,962		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額 (d)		0	0	0		
行政費用合計 (b)		4,586	12,548	7,962	通常収支差額 (c)+(d)=(e)		▲ 4,586	▲ 12,548	▲ 7,962		
特別費用 (g)		0	0	0	特別収入 (f)		0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)		▲ 4,586	▲ 12,548	▲ 7,962		

備考

問題点・課題

- ①災害時、被災者生活再建支援システムを最も有効に活用するための体制づくり。
- ②災害時、効率的に運用できるよう実践に即した職員への研修参加。
- ③東京都生活再建支援システム利用協議会との連携。

問題点・課題の改善策

	令和元年度に取り組む具体的な改善内容	令和元年度に実施した改善内容および評価	令和2年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民生活部、福祉部、産業経済部や区内各消防署との連携をさらに深める。	関係する部署にはたらきかけ、罹災証明発行職員が研修に参加し、制度やシステムについて理解を深めた。	引き続き、職員の理解を深めるため、効果の高い内容の研修を実施する。
②	研修の充実と全庁的な被災者再建システム構築に向けた体制を、強化する。	研修で、台風15号19号での住家被害認定調査、罹災証明の発行を紹介し、職員により身近に感じてもらうよう工夫した。	研修参加者を増やすとともに、ガイダンス研修を受けた職員への専門研修の参加を要請していく。
③	東京都の研修や総合防災訓練に参加するほか、他自治体の実施する被災者再建システム研修会などに参加する。	新規に防災街づくり推進課に配属された職員は、ガイダンスから専門研修まで参加した。	他自治体の動向を把握し、被災者生活再建支援システムを滞りなく稼働させられるようにする。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	※共同利用型 → 足立区、目黒区、文京区、渋谷区
議会(要旨)状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度6月会議 罹災証明書の発行体制の強化について 平成29年度2月会議 被災者台帳の充実と適切な運用の準備について